

○職員証としての活用（国家公務員）

概要

- 所属機関の身分証明用のプラスチック製のカードとマイナンバーカードを重ねて使用。
- 所属機関のカードは、マイナンバーカードのおもて面の顔写真部分及び氏名表記部分と重なる部分が透明になっており、顔写真入りの職員証となる。
- このほか、入構ゲートの管理や複合機（プリンタ等）の認証に活用。（ICチップの拡張利用領域にカードAPを搭載）



○執務室への入退室管理等での活用 （山梨県、香川県土庄町）

概要

- 執務室・会議室・書庫等の鍵の受け渡しや、時間外登退庁時の本人確認などに活用。（ICチップの拡張利用領域にカードAPを搭載）
- 導入により、登退庁時の鍵の受け渡しの際の管理台帳への所属課室名、職員氏名などの記入は不要に。



書庫への入室への活用
（香川県土庄町）

条例制定例

- 山梨県個人番号の利用等に関する条例
（個人番号カードの利用）

第六条 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律施行令(平成二十六年政令第百五十五号)第十八条第二項第二号の条例で定める事務は、県の職員の本人確認の事務であって規則で定めるものとする。

- 山梨県個人番号の利用等に関する条例施行規則
（条例第六条の規則で定める事務）

第二条 条例第六条の規則で定める事務は、次に掲げる事務とする。

- 一 県が所有し、又は賃借する印刷機又は複写機の使用に際しての本人確認の事務
- 二 山梨県庁舎等管理規則(昭和四十一年山梨県規則第十号)第二条に規定する庁舎等への出入りに際しての本人確認の事務

地方公共団体の職場におけるマイナンバーカードの活用事例②

○出退勤管理での活用

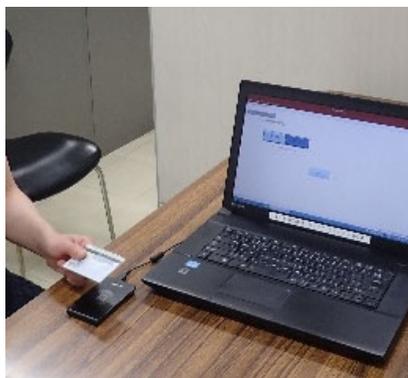
(新潟県三条市、愛知県豊橋市、香川県土庄町、
愛媛県新居浜市、宮崎県都城市)

概要

- 市役所本庁舎における活用や、学校や保育所、消防など業務端末（P C）によるデスクワークが主ではない公務職場も含めての活用などがある。（I Cチップの拡張利用領域にカードA Pを搭載）
- 職員の出退勤時刻の客観的な把握に加え、データで把握することによる事務負担の軽減、時間管理意識の向上による超過勤務の縮減につながっている事例あり。



本庁舎での活用
(各フロアに設置されたカードリーダーで認証)
(愛媛県新居浜市)



学校等での活用
(P Cとカードリーダーで認証)
(新潟県三条市)

○情報セキュリティの確保のための活用

(和歌山県紀の川市)

概要

- L G W A N 接続系の情報システムへのログインにマイナンバーカードを活用。（I Cチップに搭載されている利用者証明用電子証明書を活用。条例制定は不要）
- システム更改の際に特別交付税措置（マイナンバーカードの多目的利用に要する経費に対する措置）を活用して、独自の認証システムを構築。
- 情報セキュリティの確保だけでなく、デジタルフォレンジックスの観点からも有効。



各自のP Cで活用
(カードリーダーライタで認証)

地方公共団体の職場におけるマイナンバーカードの活用事例③

○複合機・プリンタの認証で活用（山梨県）

概要

- 複合機・プリンタでの職員認証用カードとして、マイナンバーカードを利用（I Cチップの拡張利用領域にカードA Pを搭載）。
- 庁内のどの複合機・プリンタでも職員認証したタイミングで印刷が可能。印刷物の取り違えや情報漏洩を防止する効果の他、誤って印刷指示した後でも取り消せるため、ミスプリントの減少にも貢献。
- スキャン時はデータを自動的にファイルサーバの個人領域に保存することができるため、情報漏えいリスクへの対策強化に繋がる。



複合機等の職員認証



スキャンデータを直接個人領域に保存